

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、経済の低迷と閉塞感の高まり、グローバル化と国際的な人の移動の増加など、私たちを取り巻く社会環境は、急速に変化しています。それに伴い、一人ひとりの価値観やライフスタイルも多様化しています。LGBTQ¹、SOGI²といった言葉や、マタハラ³、パワハラ⁴などのセクハラ以外のハラスメント、ダイバーシティ⁵などの言葉も社会に広く浸透し、生き方の多様性への対応が求められています。すべての人が豊かにいきいきと暮らしていくことのできる社会をつくるためには、性別はもとより、国籍や年齢、職業、働き方、価値観などに関わりなく、家庭・職場・地域といったあらゆる場でお互いを尊重し、手を取り合いながら、喜びや責任をともに分かち合っていく必要があります。

国では、1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法」を公布・施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけました。この20年間で法整備も進められ、「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法、平成12年施行)」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法、平成13年施行)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法、平成28年施行)」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年施行)」といった法律の制定、改正が行われてきました。2020年(令和2年)12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の形成を推進しています。

その一方、国際社会において、日本は男女共同参画の分野では他の先進国に大きく遅れをとっているのが現状です。2019年(令和元年)12月に世界経済フォーラムが公表した「Global Gender Gap Report 2020」の中で、経済、政治、教育、健康の4つの分野における男女格差を測る「ジェンダー⁶・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)」が発表され、日本の総合スコ

¹ レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別に違和感がある人）、クィア／クエッシュニング（風変わりな・奇妙といった意味の言葉をポジティブに自称／セクシュアリティを保留にしている人）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

² Sexual Orientation（性的指向：どの性別に恋愛感情などを感じるか、感じないか）と Gender Identity（性自認：自分の性別をどう感じるのか）の頭文字をとった言葉で、性的少数者に限定されない。

³ マタニティハラスメント。労働者の妊娠、出産、育児休業取得などに際して、職場で嫌がらせや不利益な扱いを行うこと。

⁴ パワーハラスメント。職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

⁵ 「多様性」という意味の英単語（diversity）。組織マネジメントや人事の分野では、国籍、性別、年齢などにこだわらず様々な人材を登用し、多様な働き方を受容していこうという考え方のこと。

⁶ 生物学的な性別（sex）に対し、社会的・文化的につくられる性別（gender）であり、性別に関する

アは0.652、国別順位では153か国中121位と過去最低となり、G7の中で最下位、中国、韓国をも下回る結果となりました。

国際規範や基準においては、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」の17の目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

5 ジェンダー平等を実現しよう



秋田県では、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例(愛称:あきたハーモニ一条例)」を施行したほか、2021年(令和3年)3月には「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的・計画的な推進を図っています。

本市においては、2009年(平成21年)に「男女共同参画都市」を宣言するとともに、あわせて「男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の形成に向けて取組を推進しています。

そしてこのたび、上記のような国内外の状況を踏まえながら、市民の誰もが生きがいをもって暮らせる住みよい活力あるまちを創造するため、ここに「第4次由利本荘市男女共同参画計画」を策定しました。

従来の計画を継承しつつ、新たな視点を盛り込みながら引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んで参ります。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

次のような、すべての人が対等な立場で築き上げるバランスのとれた真に豊かな社会の実現を目指します。

- すべての人が一人の人間として等しく尊重され、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会
- 社会参画意欲にあふれるすべての人が、自らの選択によって充実した生きができる社会
- すべての人が支え合い、自由に意見を言い合い、喜びと責任を分かち合える社会

※本計画中で用いる「男女」の記載は、性的マイノリティ⁷を含むものであり、表記上の2つの性に限定するものではありません。

社会的規範と性差を指している。

⁷ 同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害や性別違和を含む）などの総称として使用される。

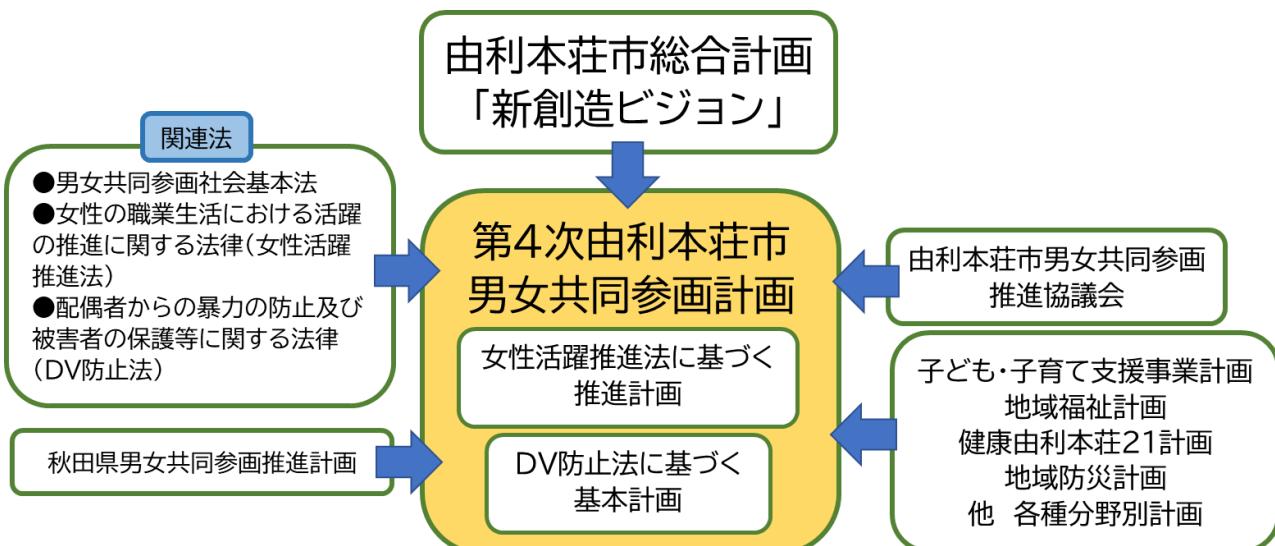
(2) 基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指して次の4つを基本目標とします。

- I 人権の尊重と共生社会に対する意識づくり
- II 男女共同参画による活力にあふれたまちづくり
- III 家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり
- IV 生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり

(3) 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。
- 市政運営の方向性を示す、由利本荘市総合計画「新創造ビジョン後期計画(令和2年3月策定)」を上位計画とする分野別計画として位置づけます。
- 「第3次由利本荘市男女共同参画計画(平成28年度～令和2年度)」を継承し、市のその他分野別計画との整合を図り策定したものです。
- 計画の基本目標Ⅲの重点目標(1)(2)は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当するものです。
- 計画の基本目標Ⅰの重点目標(3)の基本施策②は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当するものです。



(4)計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

※社会情勢の変化や計画の進捗状況などに対応するため、随時見直しを行います。

(5)計画の体系

基本目標	重点目標	基本施策
I 人権の尊重と共生社会に対する意識づくり	(1) 共生社会を目指す社会的意識の醸成	①社会的、文化的につくられた性差にもとづく制度・慣行の見直し ②男女共同参画に関する意義・意識の啓発 ③男女共同参画推進のための意見交換と学習機会の提供 ④市職員の意識づくりの推進
	(2) 互いに他を思いやり尊重し合う心を育む学校教育の推進	①家庭や地域の人々と一緒にした学校教育の推進 ②互いの個性を尊重し合い、相互理解が深まる心の教育の推進
	(3) 人権に対する意識の醸成と暴力の根絶	①メディアにおける人権の尊重 ②あらゆる暴力を根絶するための環境整備 ③市民の不安・悩みを解消する相談体制の充実
II 男女共同参画による活力にあふれたまちづくり	(1) 政策・方針決定の場への共同参画の促進	①各種審議会・委員会・モニターへの男女同数の参画推進 ②市役所における女性職員の職域拡大及び管理職への登用
	(2) 地域活動への共同参画の促進	①誰もが社会的、文化的利益を均等に享受できる環境の整備 ②地域の男女共同参画推進活動の促進
	(3) 国際社会への理解と交流・協力	①異文化交流の推進 ②市内在住外国人との共生

基本目標	重点目標	基本施策
<p style="text-align: center;">III 家庭・職場での男女共同参画に向けた環境づくり</p>	<p>(1) 就業における共生社会の実現</p> <p>(2) 女性の就業等の支援促進</p> <p>(3) 多様な生き方を選択できる環境整備</p> <p>(4) 家族で育児・介護ができる体制の整備</p>	<p>①多様な働き方が選択できる差別の無い労働環境づくり ②あらゆるハラスメントの防止促進</p> <p>①女性の職業能力開発の支援 ②女性の就業条件の整備</p> <p>①家庭生活における社会教育の充実 ②家庭における固定化された役割分担意識の解消</p> <p>①子育てに関する支援体制の充実 ②子育てに関する情報ネットワークの充実 ③ワーク・ライフ・バランスの実現 ④介護を支援する制度の充実 ⑤介護負担軽減のための支援の充実</p>
<p style="text-align: center;">IV 生涯にわたる健康と安心を支える社会づくり</p>	<p>(1) 生涯にわたる市民の心と身体の健康増進</p>	<p>①母子保健に関する知識の普及とサービスの充実 ②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識の啓発 ③生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進 ④生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支援</p>
	<p>(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>①高齢者に対する福祉の充実 ②障がい者の社会参加の促進と自立支援 ③ひとり親家庭への各種相談・生活支援 ④困難を抱える子どもや若者の育成支援</p>
	<p>(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策</p>	<p>①災害への備え ②災害発生時の対応 ③復旧・復興</p>